

審査基準表
(「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託)

審 査 項 目		審 査 内 容	5段階評価		配点
事業の趣旨等への理解		事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	／5	×2	10
業務内容	(1) テレビやSNS等を活用した介護の魅力発信	テレビ番組の内容、放送時間帯等は十分な内容か。	／5	×1	20
		年度前半から委託期間をとおして、介護の魅力を発信する方法は十分な内容か。	／5	×1	
		効果的に発信する方法、アクセスの増加に向けた取組は十分な内容か。	／5	×2	
	(2) 普及啓発イベントの実施	多くの県民が介護に興味・関心を持ち、介護のイメージ向上を図るイベントとなっているか。	／5	×2	15
		来場者が楽しんで介護の魅力に触れることができるような仕掛けづくりがなされているか。	／5	×1	
	(3) 職場体験会の開催支援	業務を達成できる内容、積算、体制が組まれているか。	／5	×2	10
	(4) 福祉系高校と連携した小中学校への介護の魅力発信	業務を達成できる内容、積算、体制が組まれているか。	／5	×2	10
	(5) 介護職員と連携した情報発信	全体会議の企画・運営は十分な内容か。	／5	×1	15
		介護職の魅力を伝える活動（Instagramを活用した情報発信、イベントの実施）は介護職の理解促進、イメージアップにつながるものとなっているか。	／5	×2	
業務実施体制		事業の遂行が可能な体制を構築し、事業実施スケジュールは適切に設定されているか。	／5	×1	5
業務受託実績		本業務と同様の業務実績や類似の業務実績があるか。	／5	×1	5
見積積算の妥当性		提案内容に対し見積書の内容が明確であり、妥当な積算がされているか。	／5	×1	5
		提案価格に優位性はあるか。 配点（5点）×全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額 ※小数点以下切り捨て	／5	×1	5
合 計					100

【審査方法】

- 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- 全ての委員の点数を集計する。
- 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- 委員の合計点数が最低基準点である420点（満点600点×7割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である420点（満点600点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 標準より非常に優れた提案
- 標準より優れた提案
- 標準的な提案
- 標準よりもやや劣る提案
- 標準より劣る提案